



6 外国人技能実習・「研修」

6-2 会社が技能実習生のためにすること

(1) 会社が技能実習生のためにすること

会社は技能実習生の生活に必要なお金をはらいます。これを「講習手当」といいます。技能実習生が日本へ来る前に、会社は技能実習生に講習手当をいくらはらうか教えなければいけません。会社は、技能実習生の住むところのお金もはらわなければなりません。休みの日や夜に実習してはいけません。

(2) 会社が技能実習の1号口(1年目)の人、2号口(2年目と3年目)の人、3号口(4年目と5年目)の人のためにすること

a. 技能実習について説明する

会社は技能実習生の1号口の人に技能実習について説明しなければいけません。実習ですることや技能実習の2号口、3号口になるときに必要なことを日本語と技能実習生のことばで書かなければいけません。

b. 雇用契約書<仕事のやくそくを書いた紙>

会社は仕事の時間やお金などのやくそくを書いた契約書を書かなければいけません。契約書は日本語と技能実習生の言葉で書かなければいけません。

c. 仕事の時間

技能実習生の仕事の時間は1日8時間までか、1週間に40時間までです。これより長く仕事する(残業)ときは会社はとくべつなてつづきをしなければいけません。残業のとき、会社は技能実習生に残業のお金をはらわなければいけません。

d. 給料

会社は技能実習生の給料を毎月同じ日に技能実習生にはらわなければいけません。銀行に給料をふりこむときは次のようにしなければいけません。



- ぎのうじっしゅうせい ぎんこう こうざ
①技能実習生と銀行の口座に はらう やくそくをする。
- ぎのうじっしゅうせい どういしょ
②技能実習生が 同意書に サインする。
- ぎのうじっしゅうせい こうざ
③技能実習生の 口座に ふりこむ。
- かいしゃ きゅうりょう めいさいしょ きゅうりょう ぎのうじっしゅうせい
④会社は 給料の 明細書<給料が いくら はらったか 書いてあります>を 技能実習生に
わたす。

ぎのうじっしゅうせい かね かいしゃ かいしゃ ぎのうじっしゅう
技能実習生が はらわなければいけない お金を、会社が かわりに はらったとき、会社は 技能実習
せい きゅうりょう ひ きゅうりょう ひ かいしゃ
生の 給料から 引くことが できます。給料から 引くとき、会社は とくべつな てつづきをしなければい
けません。そして、会社が かわりに はらった お金より 多い お金を 給料から 引いてはいけません。
きゅうりょう さいていちんぎんがく おお
給料は 最低賃金額(2-2(3)を みて ください)より 多く はらわなければいけません。

しごと ほうりつ
e. 仕事の 法律を まもる。

かいしゃ つぎ ほうりつ
会社は 次のような 法律を まもらなければ なりません。

ろうどうきじゆんほう ろうどうあんぜんえいせいほう さいていちんぎんほう ろうどうしゃさいがいほしょうほけんほう こようほけんほう けんこう
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康
ほけんほう こくみんけんこうほけんほう こうせいねんきんほけんほう こくみんねんきんほう
保険法、国民健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法 など

あんぜん しごと ほけん
f. 安全に 仕事が できるようにする、保険に はいる。

ぎのうじっしゅうせい にほんご じょうず にほん せいかつ
技能実習生は 日本語が まだ 上手ではありません。そして、日本の 生活に なれていません。

かいしゃ ぎのうじっしゅうせい あんぜん き
だから、会社は 技能実習生の 安全に 気をつけなければいけません。

ぎのうじっしゅうせい き ぎのうじっしゅうせい げんき じぶん くに
技能実習生が ケガをしないように 気をつけなければいけません。技能実習生が 元気に 自分の 国に
かえ
帰ることが できるようにしなければいけません。

ぎのうじっしゅうせい ろうさいほけん けんこうほけん
技能実習生のために 労災保険と 健康保険に はいらなければいけません。

ぎのうじっしゅうせい
保険のことを 技能実習生に 教えて ください。

ろうどうくみあい はな
g. 労働組合と 話しあう

かいしゃ ろうどうくみあい ぎのうじっしゅうせい はな
会社は 労働組合と 技能実習生について 話しあって ください。